

# 東京医科歯科大学医学部附属病院スポーツ医学診療センター規則

平成24年2月2日  
規則第18号

## (趣旨)

第1条 東京医科歯科大学医学部附属病院スポーツ医学診療センター（以下「センター」という。）については、東京医科歯科大学医学部附属病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (目的)

第2条 センターは、スポーツ傷害及び疾病に対する医学分野における集学的かつ先進的な検査、診断又は治療を実施し、先進医療技術の開発及び普及を行い、スポーツ医学研究の発展に寄与することを目的とする。

## (職員及び職務)

第3条 センターに、次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教員
- (4) 技師長
- (5) 主任
- (6) 医療技術職員
- (7) その他必要な職員

2 センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）又は本院に属する教授、准教授、講師（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、医学部附属病院長（以下「病院長」という。）が認める場合にはその限りではない。

3 センター長は、病院長の命を受け、センターの管理運営に当たる。

4 副センター長は、大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）又は医学部附属病院に属する教員（特任教員を含む）若しくは医療技術職員をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。

5 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

6 教員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。

7 技師長は、センター長の命を受け、技術に関する業務を分掌する。

8 主任は、技師長の命を受け、業務を分掌する。

9 その他必要な職員は、センター長の命を受け、業務を分掌する。

## (選考)

第4条 センター長及び副センター長の選考は、医学部附属病院運営会議（以下「病院運営会議」という。）の議を経て、病院長が決定する。

- 2 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長及び副センター長の任期の末日は、当該センター長及び副センター長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
- 3 病院長は、センター長及び副センター長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 4 センター長又は副センター長が任期の途中で欠けた場合の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前であるセンター長及び副センター長の任期は、第2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。
- 6 前項の適用を受けた者の後任のセンター長及び副センター長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。
- 7 前条第1項に掲げる職員のうち、センター長、副センター長、技師長又は主任について、医療職員本給表（一）を適用する者を充てる場合は、国立大学法人東京医科歯科大学技術職員の役職に関する要項（平成25年制定）を適用するものとする。

（部門）

第5条 センターに、次に掲げる組織を置く。

- (1) スポーツ外来部門（一般外来・専門外来）
- (2) アスレティックリハビリテーション部門

- 2 前項各号の部門に長を置き、センターの教職員から病院長が指名する。
- 3 第1項各号の部門長の任期については、前条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、前条第2項から第6項までの規定中「センター長及び副センター長」とあるのは「部門長」と読み替えて準用するものとする。
- 4 部門長は、当該部門における業務を統括する。

（雑則）

第6条 スポーツ医学診療センターの運営等について、必要がある場合には、病院運営検討委員会において審議する。

- 2 この規則に定めるもののほか、センターの業務の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第7条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日規則第90号）

この規則は、平成25年8月1日から施行し、平成25年6月1日から適用する。

附 則（平成26年2月3日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日規則第45号）

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日規則第43号）  
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日規則第139号）  
この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第86号）  
この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。